

議案第18号

米原市印鑑条例および米原市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例について

米原市印鑑条例および米原市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例  
の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて議会の議決を求める。

令和2年2月28日提出

米原市長 平尾道雄

提案理由

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）の公布に伴い、関係法令等において成年被後見人および被保佐人に係る欠格条項が削除されたことから関係条例を整備するため、この案を提出するものである。

米原市印鑑条例および米原市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例

(米原市印鑑条例の一部改正)

第1条 米原市印鑑条例(平成17年米原市条例第82号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号を次のように改める。

(2) 意思能力を有しない者(前号に掲げる者を除く。)

第5条第3項中「記録されている」を「記載(法第6条第3項の規定により磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。))をもって調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。)がされている」に改める。

第6条第1項第4号中「(法第6条第3項の規定により磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。))をもって調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。)」を削り、同項第8号中「記録されている」を「記載されている」に改める。

(米原市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 米原市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例(平成26年米原市条例第69号)の一部を次のように改正する。

第23条第2項第2号中「第4号」を「第3号」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

米原市印鑑条例新旧対照表 第1条関係 (改正理由)

改正後	現 行	改正理由
<p>(登録資格)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は印鑑の登録を受けることができない。</p> <p>(1) 15歳未満の者</p> <p><u>(2) 意思能力を有しない者(前号に掲げる者を除く。)</u></p> <p>(登録印鑑)</p> <p>第5条1・2 略</p> <p>3 市長は、前項第1号および第2号にかかわらず、外国人住民(法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。)のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記載(法第6条第3項の規定により磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。))をもって調製する住民票にあつては、<u>記録。以下同じ。)</u>がされている氏名のカタカナ表記またはその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。</p> <p>(登録事項)</p> <p>第6条 市長は、前条の規定による確認を終わったときは、直ちに当該登録申請者に係る印鑑登録原票(以下「印鑑票」という。)を作成し、次に掲げる事項を登録する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 氏名(氏に変更があつた者に係る住民票に旧氏の記載がされている場合にあつては氏名および当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあつては氏名および当該通称)</p>	<p>(登録資格)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は印鑑の登録を受けることができない。</p> <p>(1) 15歳未満の者</p> <p><u>(2) 成年被後見人</u></p> <p>(登録印鑑)</p> <p>第5条1・2 略</p> <p>3 市長は、前項第1号および第2号にかかわらず、外国人住民(法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。)のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に<u>記録されている氏名のカタカナ表記またはその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。</u></p> <p>(登録事項)</p> <p>第6条 市長は、前条の規定による確認を終わったときは、直ちに当該登録申請者に係る印鑑登録原票(以下「印鑑票」という。)を作成し、次に掲げる事項を登録する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 氏名(氏に変更があつた者に係る住民票に旧氏の記載(法第6条第3項の規定により磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。))をもって調製する住民票</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・印鑑の登録ができない規定において、「成年被後見人」を「意思能力を有しない者」に改めることにより、要件を満たした成年被後見人は印鑑の登録を行うことができるようにする改正</li> <li>・文言整理</li> <li>・「記載」の定義規定を定めることに伴う改正</li>   <li>・「記載」の定義規定を第5条第3項に定めることに伴う削除</li> </ul>

<p>(5)～(7) 略</p> <p>(8) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記載されている氏名のカタカナ表記またはその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあつては、当該氏名のカタカナ表記</p> <p>(9) 略</p> <p>2 略</p>	<p>にあつては、記録。以下同じ。) がされている場合にあつては氏名および当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあつては氏名および当該通称)</p> <p>(5)～(7) 略</p> <p>(8) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録されている氏名のカタカナ表記またはその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあつては、当該氏名のカタカナ表記</p> <p>(9) 略</p> <p>2 略</p>	<p>・ 文言整理</p>
--	---	---------------

米原市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例新旧対照表 第2条関係 (改正理由)

改正後	現 行	改正理由
<p>(職員)</p> <p>第23条 略</p> <p>2 家庭的保育者（法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士または保育士と同等以上の知識および経験を有すると市長が認める者であつて、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 法第18条の5各号および法第34条の20第1項第3号のいずれにも該当しない者</p> <p>3 略</p>	<p>(職員)</p> <p>第23条 略</p> <p>2 家庭的保育者（法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士または保育士と同等以上の知識および経験を有すると市長が認める者であつて、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 法第18条の5各号および法第34条の20第1項第4号のいずれにも該当しない者</p> <p>3 略</p>	<p>・ 児童福祉法の改正により、同法第34条の20第1項各号に定める養育里親および養子縁組里親の欠格条項のうち、第1号の「成年被後見人または被保佐人」が削除されたことに伴う引用号数の繰上げ</p>